

滋賀県子育て応援住宅立地基準適合地登録制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、滋賀県子育て応援戸建て住宅または滋賀県子育て応援マンション（以下「子育て応援住宅」という。）の認定を受けようとする者が、滋賀県子育て応援住宅認定基準のうち、立地にかかる基準に適合している旨の登録（以下「適合地の登録」という。）をあらかじめ受け、子育て世帯へ向けて速やかな情報提供に資することにより、子育て応援住宅認定事業の円滑な推進を図ることを目的とする。

(登録)

第2条 子育て応援住宅の認定を受けようとする者は、子育て応援住宅の認定を受けようとして計画している分譲住宅団地またはマンション（以下「計画地」という。）について、適合地の登録を受けることができる。

2 前項の登録の有効期間は、第5条に規定する登録を受けた日から起算して1年を経過する日、または、滋賀県子育て応援戸建て住宅認定制度要綱（以下「戸建て住宅要綱」という。）第6条第1項もしくは滋賀県子育て応援マンション認定制度要綱（以下「マンション要綱」という。）第6条第1項に規定する計画認定を受けた日のいずれか早い日までとする。

(登録要件)

第3条 この要綱に基づく適合地の登録の対象となる計画地は、次のすべてに該当するものとする。

- (1) 戸建て住宅要綱第4条第1項第3号またはマンション要綱第4条第1項第3号に規定する基準に適合していること。
- (2) 都市計画法第29条に規定する開発許可を受けていること。または、知事がこれと同等に事業執行が確実であると認めるものであること。

(登録の申請)

第4条 適合地の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、登録申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて知事に2部提出するものとする。

- (1) 登録チェックリスト（様式第2号）
- (2) 都市計画法第35条第2項に規定する許可の通知の写しその他これに類するもの
- (3) 位置図、配置図
- (4) その他、立地基準の審査に必要なもの

(登録の方法)

第5条 知事は、前条の申請があった計画地について登録審査を行い、第3条の登録要件に適合すると認めた場合は適合地として登録するとともに、登録通知書(様式第3号)により当該登録を受けた者に通知するものとする。登録は、滋賀県子育て応援住宅立地基準適合地登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

- (1) 分譲住宅団地またはマンションの名称
- (2) 適合地の所在地
- (3) 事業者名
- (4) 計画認定申請予定時期
- (5) 登録日および登録番号

2 知事は、前条の申請が登録要件に適合しないと認めた場合は、その旨申請者に通知するものとする。(様式第4号)

3 知事は、第1項の規定により登録した適合地を公表することができる。公表の方法は、登録の内容を県のホームページ等へ掲載することにより行う。

4 第1項の規定により登録を受けた者は、登録を受けた適合地であることを表示する場合、次の各号に定める事項を記すことができる。

- (1) 当該適合地が、子育て応援住宅適合地の登録を受けたこと。
- (2) その他、登録に適合した内容に関すること。

(登録変更申請)

第6条 前条第1項に規定する登録を受けた日から第2条第2項に規定する期間を経過するまでの間に、第3条に定める事項または子育て応援住宅の計画認定申請予定時期にかかる変更をする場合は、登録申請書(様式第1号)に変更する事項を明示した書類を添えて、知事に2部提出しなければならない。

(登録変更)

第7条 知事は、登録変更にかかる方法について、第5条の規定を準用する。

(登録の取消)

第8条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合、第5条第1項および第7条の規定による登録を取り消すことができる。

- (1) 登録要件に適合しなくなった場合
- (2) 登録を受けた者から登録取消申出書(様式第5号)により、登録の取消の申出があった場合
- (3) 登録を受けた者が正当な理由なく第6条に規定する申請を怠った場合
- (4) 登録を取り消す必要があると認める場合

- 2 知事は、前項の規定により登録を取り消すときは、登録取消通知書（様式第6号）により申請者に理由を付して通知するとともに、その旨を公表することができる。
- 3 前項の規定については、第5条第2項の規定を準用する。

（施行の細目）

第9条 この要綱の施行について必要な事項については、知事が別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この基準は、令和4年11月16日から施行する。